

|             |      |           |    |           |
|-------------|------|-----------|----|-----------|
| 鉄骨工事<br>Q&A | 工場溶接 | 食違い・仕口のずれ | 制定 | 2011年7月1日 |
|             |      |           | 改訂 | 2016年7月1日 |

Q. 「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」の運用方法は？

A.

「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」は、設計、施工、検査、鋼材等の生産、鉄骨製作等に関わる団体及び研究者並びに行政機関が検討を行ってとりまとめ、独立行政法人建築研究所が監修しています。

突合せ継手の食い違いや、柱はり仕口のずれ等について、その許容値が告示第1464号で規定されましたが、同時にただし書きとして、これら許容値を満たせない場合は「適切な補強」で対応できるとしています。

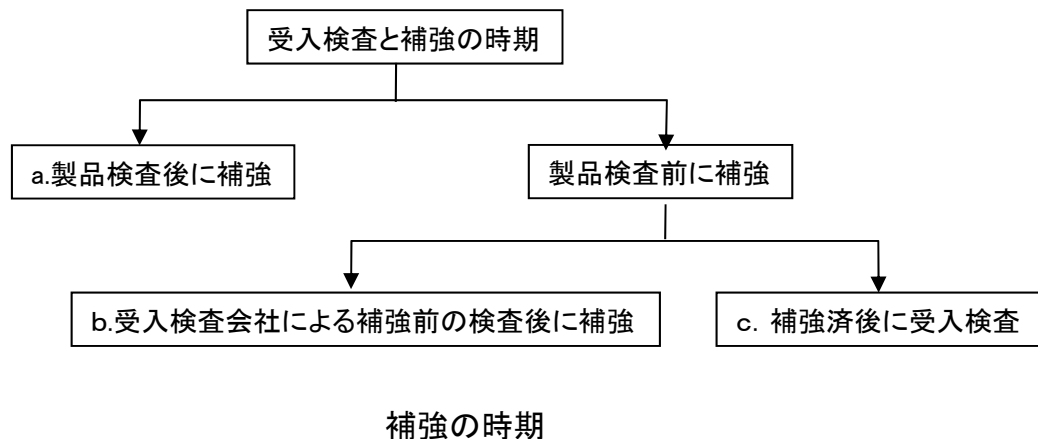
本マニュアルは、これまであまり検討されてこなかった加工・施工の誤差に対する対策を、現時点での最新の知見としてまとめたものであり、鉄骨製作者のみならず、設計者や工事監理者等にもそれぞれの立場で鉄骨造建築物の精度・品質確保のために役立つ内容となっています。

この検査・補強マニュアルを適用するかどうかは設計者・工事監理者の判断になります。運用にあたっては、食い違いずれの検査・補強マニュアル作成委員会制作の「食い違い・ずれの検査に関して工事契約時又は製作打合せ時に取決めておくべき事項」を参考にしてください。



(参考)

補強が必要となった場合の補強の時期(下記のa,b,cの3パターン)についてどの段階で行なうか、当事者間で事前に取り決めておく必要がある。



出典:〔食い違い・ずれの検査に関して工事契約時又は製作打合せ時に取決めておくべき事項〕

平成15年11月1日 食い違いずれの検査・補強マニュアル作成委員会(委員長 森田耕次)